

愛知県障害者計画の見直しについて（「手話言語・障害者コミュニケーション条例」関係）

1 見直しの経緯

- 平成28年10月、「手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（略称：手話言語・障害者コミュニケーション条例）」を制定
- 同条例第8条に、次に掲げる2点を本県の障害者計画（「あいち健康福祉ビジョン2020」第4章－IV障害者支援部分）に位置付けることとされたことから、愛知県障害者施策審議会の下に専門部会を設け、平成29年7月から検討を開始
 - ① 手話言語の普及と障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進に関する施策についての基本的方針
 - ② その他、手話言語の普及等を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

2 見直し（計画の追補版）の主な内容案

ア 方針

- 日本語が言語であるように手話も言語であり、その背景や文化を尊重し、手話言語を獲得できる場や環境づくりに努めるとともに、すべての県民が、手話、要約筆記、点字など、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用することの重要性を認識し、その選択の機会の確保や利用機会の拡大が図られるよう進めていく。
- 施策の策定、実施に当たっては、障害者や家族、支援者、関係団体など、手話を始めとする多様なコミュニケーションの利用者の意見を聞き、障害者に寄り添いながら進めていく。
- 身近な地域での取組が広がるよう、専門的・広域的観点から市町村の取組を支援するなど市町村との連携を図るとともに、県民、事業者、教育関係者の参画を得ながら、施策を策定、実施していく。

イ 施策の方向性と主な取組

区 分	施策の方向性	主な取組
啓発及び学習の機会の確保 （条例第9条関係）	<ul style="list-style-type: none"> ・手話言語の普及の重要性や、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用に対する理解を深め、広く障害やその多様性についての理解を深めることができるよう、県民、事業者、教育関係者、市町村等への普及啓発を図る。 ・市町村や関係団体と連携し、障害特性に応じたコミュニケーション手段を学習する機会を確保するとともに、本県職員の手話を学ぶ機会の確保に努める。 	リーフレット作成、シンポジウム・ワークショップ等の開催、企業等が開催する手話講座や要約筆記・筆談講座への講師派遣、障害の特性を学ぶ講座への講師派遣、障害の特性に応じた介助者研修会の開催 等
人材の養成等 （条例第10条関係）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や関係団体と連携し、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員などの意思疎通支援者の育成を図るとともに、通訳業務の向上のため、地域・市町村間の情報共有を図る。 	手話通訳者等養成研修の実施、視覚障害対応のガイド（誘導）研修の実施、市町村相互間の連絡調整の実施 等
情報の発信等 （条例第11条関係）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者が円滑に県政に関する情報を取得できるよう、点字・音声コードの利用、字幕付与、手話通訳者配置などによって、情報を発信する。 ・災害その他非常事態の場合に、必要な情報を取得できるよう、市町村等との連携を図るとともに、家族・支援者の協力を得て、連絡体制の整備に努める。 	点字広報あいち等の発行、各種リーフレットへの音声コード添付、県広報番組における字幕付与と手話通訳者配置、聴覚障害者への筆談対応、障害者が参加しやすい避難訓練実施 等
学校等の設置者の取組 （条例第7条関係）	<ul style="list-style-type: none"> ・手話の利用を必要とする障害児が通う学校等の設置者は、手話言語普及のための機会を提供するよう努める。 ・障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用を必要とする障害児が通う学校等の設置者は、教職員に対し、必要な知識と技能向上のための研修を行うよう努める。 	障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いた授業実施、教職員向け研修の実施、福祉実践教室や出前授業の活用 等

ウ その他

- ・ 手話言語・障害者コミュニケーション条例の概要の紹介
- ・ 条例の普及に向けて、平成28・29年度に実施した取組（リーフレット作成、シンポジウム開催、普及イベント開催等）の紹介
- ・ 手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談等、様々なコミュニケーション手段があることを画像、イラストなどで紹介